

県南広域振興局長告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和6年8月6日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 456号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 花巻市石鳥谷町新堀第42地割404番地先から413番地先まで
  - (2) 花巻市石鳥谷町新堀第44地割70番3地先から68番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年8月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 令和6年8月6日から同年9月6日まで